

# 大成学園同窓会

## 同窓会会則

### 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は大成学園同窓会と称する。

(本部・事務局)

第 2 条 本会は本部及び事務局を東京都三鷹市上連雀6丁目7番5号、大成学園内に置く。

(支部)

第 3 条 本会は支部を設置し組織する。  
2. 支部会に関しては、別に内規に定める。

(目的)

第 4 条 本会は会員相互の交誼を厚くし、母校の校風を発揚し、その存続発展に寄与することを目的とする。

### 第2章 会 員

(会員)

第 5 条 会員は、次の各号の一つに該当する者とする。  
(1) 旧制度の大成中学校を卒業した者、又は第4学年を修了し、上級学校に進学した者。  
(2) 新制度の大成中学校を卒業した者。  
(3) 大成高等学校を卒業した者。

(認定会員)

2. 前期の学校〔以下大成学園と称する〕を中途退学し、入会を希望する者で、理事会で承認された者。

(特別会員)

3. 特別会員は、大成学園の現・旧教職員とする。

### 第3章 事 業

(目的)

第 6 条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 会員親睦の会の開催。  
(2) 母校発展のための援助。  
(3) 会員名簿の整備・作成・出版。  
(4) 会報発行。

- (5) その他、目的達成に必要な事業。

#### 第4章 会 費

(会費)

- 第 7 条 正会員の会費は終身会費一金10,000円とする。
2. 1993年以降の大成学園卒業生は、卒業時に終身会費を納入し、入会する。
  3. 特別会員からは、会費を徴収しない。

#### 第5章 総 会

(総会)

- 第 8 条 本会は、原則として毎年1回総会を開催し、次の事項を議決る。
- (1) 当該年度の事業報告及び決算。
  - (2) 新年度の事業計画及び予算。
  - (3) 役員選出。
  - (4) 会則の変更。
  - (5) その他必要な事項。

#### 第6章 役 員

(役員)

- 第 9 条 本会には次の定数の役員を置く。
- (1) 理事 若干名
  - (2) 監事 2人
  - (3) 会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。
  - (4) 理事のうち若干名を常務理事とする。常務理事は会長が任命し、総会に報告する。
  - (5) 常務理事のうちから若干名の副会長を置く。副会長は常務理事の互選により、会長が任命し、総会に報告する。

(理事会)

- 第10条 本会の業務の決定は理事会によって行い、総会の承認を得るものとする。また、緊急を要する事項については、総会に代わり決定執行し、総会が開かれない時は、理事会の決議を総会の決議事項とする。
2. 理事会は理事をもって組織する。
  3. 理事会は随時会長が招集する。
  4. 理事会の議長は会長とする。

5. 理事会の議事は、理事の過半数で決する。

(常務理事会)

第 11 条 常務理事会については、別に理事会において定める。

(名誉会長・顧問・相談役)

第 12 条 本会に、名誉会長・顧問・相談役を置くことができる。

2. 名誉会長・顧問・相談役は理事会の推挙により、会長が委嘱し、会の運営について会長の諮問に答えるほか、会議に出席して意見を述べるすることができる。

(役員・理事の権限・職務)

第 13 条 会長は、本会を代表する。

2. 会長は本会会則に則ってその職務を行い、その他本会内部の事務を総括する。  
3. 副会長は本会の業務を分担して行い、会長を補佐する。  
4. 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長の互選により会長代行を決め、会長の職務を代理し又は会長の職務を行う。  
5. 常務理事は副会長を補佐する。

(会長の職務)

第 14 条 会長の職務は次の通りとする。

(1) 渉外  
(2) 財産の管理  
(3) 本会業務・事業の遂行  
(4) 本会の目的に沿った事業の立案・計画・実施  
(5) その他、理事会で定めたこと

(制限)

第 15 条 次に掲げる事項については、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

(1) 事業計画  
(2) 会則の変更  
(3) 役員改選

(監事の職務)

第 16 条 監事の職務は次の通りとする。

(1) 財産の状況・理事の職務執行の状況を監査すること。  
(2) 財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事に意

見を述べ、総会に報告すること。

(役員を選出)

- 第 17 条 理事は、本会の会員となって5年を経過した者の中から、理事会の議決を経て、総会の承認を得た者とする。
2. 監事は総会において選出する。

(役員任期と補充)

- 第 18 条 役員任期は3年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
2. 役員は再任されることができる。
  3. 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

## 第7章 幹 事

(幹事)

- 第 19 条 本会に幹事を置く。
2. 幹事は、会長が任命する。
  3. 幹事は、同一年次、2名以上を置く。
  4. 幹事は、同一卒業年次の会員相互の連絡及び本会事務局との連絡にあたる。

(幹事任期と補充)

- 第 20 条 幹事任期は1年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠幹事任期は前任者の残任期間とする。
2. 幹事は再任されることができる。
  3. 幹事は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまで、なおその職務を行う。

## 第8章 資産及び会計

(経費)

- 第 21 条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第 22 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(細則)

- 第 23 条 本会則の実施にあたって必要な細則は、理事会でこれを定めること

ができる。

## 付 則

(会則の施行)

- 第 24 条 この会則は平成 4 年 6 月 6 日改定し、同年 4 月 1 日から適用する。
2. 平成 5 年 6 月 5 日改定し、同年 4 月 1 日から適用する。